

評価調査者「登録更新」研修のお知らせ

【登録更新要件】

1. 神奈川県福祉サービス第三者評価推進機構（以下、推進機構）が認証する評価機関へ所属
2. 有効期間3年間の内、評価調査活動1件以上の実績
3. 推進機構主催「フォローアップ研修」を年1回以上受講

●令和4年度に登録更新となる評価調査者：更新対象者112名 再受講申込者11名

【登録更新対象者】

| 登録 No. | 要件 |
|---------|--------------------------|
| 1～140 | 平成16年度新規登録し、令和1年度登録更新した方 |
| 434～522 | 平成19年度新規登録し、令和1年度登録更新した方 |
| 689～737 | 平成22年度新規登録し、令和1年度登録更新した方 |
| 839～874 | 平成25年度新規登録し、令和1年度登録更新した方 |
| 954～987 | 平成28年度新規登録し、令和1年度登録更新した方 |

【再受講申し込み者】

| 登録 No. | | | | |
|--------|-----|-----|-----|------|
| 361 | 362 | 621 | 809 | 821 |
| 835 | 878 | 940 | 952 | 1036 |
| 1052 | | | | |

【研修日】

- ① 6月16日 13:30～16:35 神奈川県社会福祉センター3F
- ② 8月10日 13:30～16:35 神奈川県社会福祉センター3F

【プログラム】

| 時間 | 内容 | 講師 |
|-------------|---|-------------------|
| 13:30～13:35 | オリエンテーション | |
| 13:35～14:25 | 1. 福祉サービス第三者評価を取り巻く福祉政策の動向について 2. 神奈川における第三者評価の現状と課題 | 推進機構事務局 |
| 14:25～14:35 | 休憩 | |
| 14:35～16:35 | 演習 具体的行動リスクに基づく評価調査者としての課題と今後の展望 | 和泉短期大学 教授 鈴木敏彦 |

評価調査者養成研修・登録要綱の新旧対照表（改定）

【改正の趣旨】

登録証の発行時期を年度末に変更したことに伴い、登録更新研修の受講対象者、登録の有効期間、登録更新研修受講修了年度を明確化する。

以下、抜粋

| 改正案（令和4年4月1日施行） | 現行 |
|---|---|
| <p>第1条～第3条【略】 （受講対象者等）</p> <p>第4条 （2）第12条に定める有効期間が認定研修及び登録更新研修受講修了直後の4月1日から3年目に該当する登録評価調査者</p> | <p>第4条 （2）第12条に定める有効期間が登録証の発行の日から3年目にあたる登録評価調査者</p> |
| <p>第5条～第11条【略】 （登録の有効期間）</p> <p>第12条 登録の有効期間は、認定研修及び登録更新研修受講修了直後の4月1日から3年目に該当する年度の3月31日までとする。</p> | <p>（登録の有効期間）</p> <p>第12条 登録の有効期間は、登録証発行の日から3年目に該当する年度の末日までとする。</p> |
| <p>（登録の更新）</p> <p>第13条 5 登録の更新は、第12条に定める登録の有効期間が、認定研修及び登録更新研修修了直後の4月1日から3年目に該当する年度に実施される登録更新研修受講修了を要件とする。登録更新を申請した者で、登録更新研修を受講できず、登録更新の意思があることを推進機構に書面で連絡してきた者については、次年度に限り、登録更新研修の受講を認める。ただし、次年度登録更新研修修了までの間は効力を失う。</p> | <p>（登録の更新）</p> <p>第13条 5 登録の更新は、第12条に定める登録の有効期間が、登録証発行の日から3年目に該当する年度において実施される登録更新研修の受講を要件とする。登録更新を申請した者で、登録更新研修を受講できず、登録更新の意思があることを推進機構に書面で連絡してきた者については、次年度に限り、登録更新研修の受講を認める。ただし、次年度登録更新研修修了までの間は効力を失う。</p> |
| <p>第14条～第18条【略】</p> <p>附則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する</p> | <p>第14条～第18条【略】</p> |